主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
第１の１ 基本方針 〈法第７３条第１項〉	□　要介護状態となった場合においても，その利用者が可能な限りその居宅において，その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助，取付け，調整等を行い，福祉用具を貸与することにより，利用者の日常生活上の便宜を図り，その機能訓練に資するとともに，利用者を介護する者の負担の軽減を図るものとなっているか。　◆平１１厚令３７第１９３条		
第１の２ 人権の擁護及び虐待の防止	□　利用者の人権の擁護及び虐待の防止を図るため，責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めているか。		
第１の３ 暴力団の排除	□　管理者及び従業者（副管理者その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それと同等以上の職にある者であって、利用者の利益に重大な影響を及ぼす業務について一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にあるもの）は、京都府暴力団排除条例第２条第３号に掲げる暴力団員ではないか。 □　運営について、京都府暴力団排除条例第２条第４号に掲げる暴力団員等の支配を受けていないか。		
第２　人員に関する基準 〈法第７４条第１項〉 １　福祉用具専門相談員	□　福祉用具専門相談員（令第３条の２第１項（注）に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ）の員数は，常勤換算方法で，２以上となっているか。◆平１１厚令３７第１９４条第１項 ◎　常勤換算方法とは，当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。 ◆平１１老企２５第２の２（１） 注　事業は，福祉用具の選定に当たり国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に技術的援助及び助言を受けて行わなければならない。　◆施行令第４条第１項 ①　保健師 ②　看護師 ③　准看護師 ④　理学療法士 ⑤　作業療法士 ⑥　社会福祉士 ⑦　介護福祉士 ⑧　義肢装具士 ⑨　福祉用具専門相談員に関する講習であって，厚生労働省令で定める基準に適合するものを行う者として京都府知事が指定するものにより行われる当該講習の課程を修了し，当該福祉用具専門相談員指定講習事業者から当該指定講習を修了した旨の証明書の交付を受けた者 ◎　福祉用具貸与事業者の指定を受けようとする者は，当該福祉用具貸与に従事させることとなる者が，上記のいずれかに該当する者であるかを確認する必要がある。◆平１１老企２５第３の十－１（１）① *H27Q＆A　vol.１　問177* *平成27年４月から福祉用具専門相談員の要件が見直されることに伴う経過措置について，* *①　経過措置が適用される者についても，経過措置期間中は指定基準の福祉用具専門相談員の員数として計上が可能である。* *②　改正政令施行の際（平成27年４月１日），現に養成研修修了者に該当していれば経過措置期間中において，福祉用具専門相談員として従事することが可能である。* □　指定福祉用具貸与事業者が次の各号に掲げる事業者の指定を併せて受ける場合であって，当該指定に係る事業と指定福祉用具貸与事		常勤換算　　人 資格： 下記の資格有効期限は平成２８年３月３１日まで ・介護職員初任者研修課程 （旧介護職員基礎研修課程，旧１～２級課程を含む） 現に養成研修終了者（介護職員基礎研修課程・１級過程・２級過程の修了者，介護職員初任者研修課程修了者）も同様

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については，次の各号に掲げる事業者の区分に応じそれぞれ当該各号に掲げる規定に基づく人員に関する基準を満たすことをもって，上記第２の１に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。 ♦平11厚令37第194条第2項 一　指定介護予防福祉用具貸与事業者 指定介護予防サービス等基準第266条第１項 二　指定特定介護予防福祉用具販売事業者 指定介護予防サービス等基準第282条第１項 三　指定特定福祉用具販売事業者 指定居宅サービス等基準第208条第１項 ◎　当該事業者が，指定介護予防福祉用具貸与，指定特定福祉用具販売又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって，これらの事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合については，常勤換算方法で２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって，これらすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。したがって，例えば，同一の事業所において，指定福祉用具貸与，指定介護予防福祉用具貸与，指定特定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売の４つの指定を併せて受けている場合であっても，これらの運営が一体的になされているのであれば，福祉用具専門相談員は常勤換算方法で２人でもって足りる。♦平11老企25第3の十一1(1)③		
２　管理者	□　専らその職務に従事する常勤の管理者を置いているか。 ♦平11厚令37第195条 ◎　管理上支障がない場合は，当該事業所の他の職務に従事し，又は　同一敷地内にある他の事業所，施設等の職務に従事することは差し支えない。♦平11老企25第3の十一の1(2)		氏名： 兼務する職： ※同一敷地内のみ兼務可
第３　設備に関する基準 〈法第74条第2項〉 １　区画	□　事業の運営を行うために必要な広さを有しているか。 ♦平11厚令37第196条第1項 ◎　利用申込の受付，相談等に対応するために適切なスペースを確保すること。♦平11老企25第3の十一2(1)		
２　設備及び備品	□　福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材を有するほか，サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えているか。 ただし，委託等により福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては，福祉用具の保管又は消費のために必要な設備又は器材を有しなくても差し支えない。♦平11厚令37第196条第1項 ◎　それぞれの事業の業務に支障がない場合は，同一敷地内にある他の事業所又は施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。♦平11老企25第3の十一2(2) □　上記の設備及び器材の基準は，次のとおりとなっているか。 ♦平11厚令37第196条第2項 ①　福祉用具の保管のために必要な設備 ア　清潔であること。 イ　既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具を区分することが可能であること。 ◎　保管室を別にするほか，つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。 ♦平11老企25第3の十一2(3) ②　福祉用具の消毒のために必要な器材 当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。		
３　指定介護予防福祉用具貸与との兼用	指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与事業者の指定を併せて受け，かつ，これらの各事業が同一の事業所において一体的に運営されている場合については，指定介護予防サービス等基準第268条第1項及び第2項に規定する設備に関する基準を満たすこ		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	とをもって，上記第３の１及び２に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。♦平11厚令37第196条第3項		
第４　運営に関する基準 〈法第74条第2項〉 １　内容及び手続の説明及び同意	□　サービスの提供の開始に際し，あらかじめ，利用申込者又はその家族に対し，運営規程の概要，専門相談員の勤務の体制その他の利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い，当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。♦平11厚令37第8条第1項準用，平27老振発第0327第3号 ◎　記載すべき事項は以下のとおり。 ア　運営規程の概要 イ　専門相談員の勤務体制 ウ　事故発生時の対応 エ　苦情処理の体制　等 オ　減額利用料に関する規定（複数の福祉用具を貸与する際，通常の貸与価格を減額する場合） ※　利用申込者又はその家族から申出があった場合には，文書の交付に代えて電磁的方法により提供することも可。 ♦平11厚令37第8条第2項準用 □　同意は書面によって確認しているか。（努力義務） ♦平11老企25第3の-3（1）準用		
２　提供拒否の禁止	□　正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。♦平11厚令37第9条準用 特に，要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否していないか。♦平11老企25第3の-3（2）準用 ◎　サービス提供を拒む場合の正当な理由とは，次の場合である。 ①　当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合 ②　利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合 ③　その他利用申込者に対し，自ら適切なサービスを提供することが困難な場合		
３　サービス提供困難時の対応	□　通常の事業実施地域，取り扱う福祉用具の種目等を勘案し，利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は，当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡，適当な他の指定福祉用具貸与事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じているか。♦平11厚令37第10条準用		
４　受給資格等の確認	□　サービスの提供を求められた場合は，その者の提示する被保険者証によって，被保険者資格，要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。♦平11厚令37第11条第1項準用 □　被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは，当該認定審査会意見に配慮してサービスを提供するよう努めているか。 ♦法73条第2項　平11厚令37第11条第2項準用		
５　要介護認定の申請に係る援助	□　サービスの提供の開始に際し，要介護認定を受けていない利用申込者については，要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し，申請が行われていない場合は，当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。♦平11厚令37第12条第1項準用 □　居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは，要介護認定の更新の申請が，遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう，必要な援助を行っているか。♦平11厚令37第12条第2項準用		
６　心身の状況等の把握	□　サービスの提供に当たっては，利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて，利用者の心身の状況，その置かれている環境，他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。♦平11厚令37第13条準用		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
7　居宅介護支援事業者等との連携	□　サービスを提供するに当たっては，居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。♦平11厚令37第14条第1項準用 □　サービスの提供の終了に際しては，利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに，当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。♦平11厚令37第14条第2項準用		
8　法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	□　サービスの提供の開始に際し，利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは，当該利用申込者又はその家族に対し，居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により，サービスの提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明するとともに，居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行っているか。 ♦平11厚令37第15条準用		
9　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	□　居宅サービス計画が作成されている場合は，当該計画に沿ったサービスを提供しているか。♦平11厚令37第16条準用		
10　居宅サービス計画等の変更の援助	□　利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は，当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行っているか。♦平11厚令37第17条準用 ◎　サービスを追加する場合，当該サービスを法定代理受領として利用する場合には，支給限度額内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明を行い，その他必要な援助を行うこと。 ♦平11老企25第3の-3（7）準用		
11　身分を証する書類の携行	□　従業者に身分を証する書類を携行させ，利用者又はその家族から求められたときは，これを提示すべき旨を指導しているか。 ♦平11厚令37第18条準用 □　証書等には，当該指定福祉用具貸与事業所の名称，当該従業者の氏名の記載があるか（職能の記載，写真の貼付は努力義務） ♦平11老企25第3の-3（8）準用		
12　サービスの提供の記録	□　サービスを提供した際には，サービスの提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名，保険給付の額その他必要事項を，利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。♦平11厚令37第19条第1項準用 □　サービスを提供した際には，提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに，利用者からの申出があった場合には，文書の交付その他適切な方法により，その情報を利用者に対して提供しなければならない。♦平11厚令37第19条第2項準用 ◎　記録すべき事項　♦平11老企25第3の-3（9）②準用 ア　サービスの提供日 イ　具体的なサービスの内容 ウ　利用者の心身の状況 エ　その他必要な事項 ◎　その他適切な方法とは，例えば，利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。♦平11老企25第3の-3（9）②準用		
13　利用料等 1の受領	□　法定代理受領サービスに該当するサービスを提供した際には，その利用者から利用料の一部として，当該サービスに係る居宅介護サービス費用基準額から保険給付の額を控除して得た額の支払を受けているか。♦平11厚令37第197条第1項 ◎　居宅基準第197条第１項は、指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスとして提供される指定福祉用具貸与についての利用者負担として、居宅介護サービス費用基準額の１割（法第50条		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	若しくは第60条又は第69条第３項の規定の適用により保険給付の率が９割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。また、指定福祉用具貸与者は、現に要した費用の額として適切な利用料を設定し、指定福祉用具貸与の提供内容によって利用者から選択されることが本旨である。そのため、指定福祉用具貸与事業者が受領した自己のサービス提供に係る利用者負担を金品その他の財産上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合は、本項の主旨からは除かれるものである。また、自己以外の者が自己のサービス提供に係る利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合も同様である。 ♦平11老企25第3の十-3 (1) ① *H27Q＆A　vol.1　問179* *指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知（平11老企25第３の十－３（１）①）では，受領した自己負担額の一部又は全部について，財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは，自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って，特典（景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものである。*		
2	□　法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と，指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額との間に，不合理な差額が生じないようにしているか。♦平11厚令37第197条第2項 ◎　一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。♦平11老企25第3の-3 (10) ②準用		
3	□　上記1，2の額の支払を受けるほか，次に掲げる費用の額以外の支払を利用者から受けていないか。♦平11厚令37第197条第3項 ア　通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費 イ　福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用 ◎　福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従業者やクレーン車が必要となる場合等を指す。♦平11老企25第3の十-3 (1) ③ ※　保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認められない。		
4	□　3の費用の額に係るサービスの提供に当たっては，あらかじめ，利用者又はその家族に対し，当該サービスの内容及び費用について説明を行い，利用者の同意を得ているか。♦平11厚令37第197条第4項 ※　当該同意については，利用者及び事業者双方の保護の立場から，当該サービスの内容及び費用の額を明示した文書に，利用者の署名を受けることにより行うものとする。 この同意書による確認は，利用申込時の重要事項説明に際して包括的な同意を得ることで足りる。♦平12老振75，老健122連番		
5	□　事業者は，あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく，その後の請求にもかかわらず，正当な理由なく支払に応じない場合は，当該サービスに係る福祉用具を回収すること等により，当該サービスの提供を中止することができる。 ♦平11厚令37第197条第5項		
6	□　利用者から前払いにより数ヶ月分の利用料を徴収している場合には，要介護者の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収していないか。♦平11老企25第3の十-3 ((1) ②き，その支払を受ける際，７の領収証を交付しているか。♦法第41条第8項		
7	□　領収証には，サービス提供について支払を受けた費用の額のうち，1の額及びその他の費用の額を区分して記載し，その他の費用の額についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しているか。 ♦ 施行規則第65条		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
13の2　複数の福祉用具を貸与する場合の運用	□　複数の福祉用具を貸与する場合，予め京都府知事に減額の規程を届け出ることにより，通常の貸与価格から減額して貸与することが可能である。　♦平27老振発第0327第3号 ◎　複数の福祉用具を貸与する場合の考え方　♦平27老振発第0327第3号1 　複数の福祉用具を貸与する場合とは，同一の利用者に２つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。そのため複数の捉え方については，例えば１つの契約により２つ以上の福祉用具を貸与する場合，契約数に関わらず２つ以上の福祉用具を貸与する場合等，指定福祉用具貸与事業者等が実情に応じて規定することとなる。 ◎　減額の対象となる福祉用具の範囲　♦平27老振発第0327第3号2 　減額の対象となる福祉用具の範囲は，指定福祉用具貸与事業者が取り扱う福祉用具の一部又は全てを対象とすることができることとする。 　例えば，主要な福祉用具である車いす及び特殊寝台と同時に貸与される可能性が高い以下の種目を減額の対象となる福祉用具として設定することなどが考えられる。 　①車いす付属品，②特殊寝台付属品，③床ずれ防止用具， 　④手すり，⑤スロープ，⑥歩行器 ◎　減額する際の利用料の設定方法　♦平27老振発第0327第3号3 　指定福祉用具貸与事業者等は，既に届け出ている福祉用具の利用料（以下「単品利用料」という。）に加えて，減額の対象とする場合の利用料（以下「減額利用料」という。）を設定することとする。また，１つの福祉用具には，同時に貸与する福祉用具の数に応じて複数の減額利用料を設定することも可能である。 　従って，本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等は，予め事業所内のシステム等において１つの福祉用具に対して単品利用料と減額利用料を設定する必要がある。 　なお，特定の福祉用具を複数組み合わせたもの，いわゆるセットを定めることは認めないこととし，利用者の状態に応じて適切な福祉用具が選定できるよう，個々の福祉用具に減額利用料を設定することとする。 ◎　減額の規定の整備　♦平27老振発第0327第3号4 　指定基準等に規定するとおり運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要がある。 　指定基準等により，指定福祉用具貸与事業者等は利用料等の運営規程を定めることとされていることから，本取り扱いを行う指定福祉用具貸与事業者等においては，減額利用料に関する規程を定め，京都府知事において規定する事業者の指定に関する要領等に沿った手続きが必要となる。 ◎　減額利用料の算定等　♦平27老振発第0327第3号5 　月の途中において，本取扱いが適用される場合，あるいは適用されなくなる場合の算定方法は，「介護報酬に係るＱ＆Ａ（ｖｏｌ．２）」（平成15年６月30日事務連絡）で示している「月途中でサービスの提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について」等の取扱いに準じることとする。 ◎　利用者への説明　♦平27老振発第0327第3号6 　本運用を適用する場合，あるいは適用されなくなる場合において変更契約等を行う際には，指定福祉用具貸与事業者等は契約書等のおいてその旨を記載し，利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い，理解を得ること。 ◎　居宅介護支援事業者等への連絡　♦平27老振発第0327第3号7 　本取扱いに関する運用を含め，指定福祉用具貸与事業者等が利		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	用料を変更する際は，居宅介護支援事業所等において区分支給限度額基準額管理を適正に行えるよう，その都度，関係事業所が必要な情報を共有すること。 ◎　その他留意事項　♦平27老振発第0327第3号8 減額する福祉用具の利用料については，利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント，契約手続き，配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定するよう留意すること。 *H27Q＆A　vol.1　問178* 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合，必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め，（京都府知事に）提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については，運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。		
14　保険給付の請求のための証明書の交付	□　法定代理受領サービスに該当しないサービスに係る利用料の支払を受けた場合は，提供したサービスの種目，品名，費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付しているか。♦平11厚令37第21条準用		
15　指定福祉用具貸与の基本取扱方針	□　利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう，その目標を設定し，計画的に行われているか。♦平11厚令37第198条第1項 □　常に，清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与しているか。♦平11厚令37第198条第2項 □　自らその提供するサービスの質の評価を行い，常にその改善を図っているか。♦法第73条第1項　平11厚令37第198条第3項		
16　指定福祉用具貸与の具体的取扱方針	□　サービスの提供に当たっては，福祉用具貸与計画に基づき，福祉用具が適切に選定され，かつ，使用されるよう，専門的知識に基づき相談に応じるとともに，目録等の文書を示して福祉用具の機能，使用方法，利用料等に関する情報を提供し，個別の福祉用具貸与に係る同意を得ているか。♦平11厚令37第199条第1項第1号 □　サービスの提供に当たっては，貸与する福祉用具の機能，安全性，衛生状態等に関し，点検を行っているか。♦平11厚令37第199条第1項第2号 □　サービスの提供に当たっては，利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに，当該福祉用具の使用方法，使用上の留意事項，故障時の対応等を記載した文書（当該福祉用具の製造事業者，当該福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいう。）を利用者に交付し，十分な説明を行った上で，必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行っているか。♦平11厚令37第199条第1項第2号 ◎　特に，電動車いす，移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については，訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明すること。♦平11老企25第3の十一3（3）② ◎　自動排泄処理装置等の使用に際し，衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については，利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理(洗浄，点検等)について十分説明するものとする。 □　サービスの提供に当たっては，利用者等からの要請等に応じて，貸与した福祉用具の使用状況を確認し，必要な場合は，使用方法の指導，修理等を行っているか。♦平11厚令37第199条第1項第4号 ◎　特に自動排泄処理装置等の使用に際し，衛生管理の面から注意		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	が必要な福祉用具については，当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り，定期的な使用状況の確認，衛生管理，保守･点検等を確実に行うこと。♦平11老企25第3の十-3⑶③ □ 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には，当該計画に指定福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに，当該利用者に係る介護支援専門員により，必要に応じて随時その必要性が検討された上で，継続が必要な場合にはその理由が 居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じているか。 ♦平11厚令37第199条第1項第5号 ◎ 福祉用具専門相談員は，サービス担当者会議等を通じて，福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。♦平11老企25第3の十-3 (3) ④ 注 上記の規定は指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針，手続を明確にしたものであり，福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。 ただし，修理については，専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが，この場合にあっても，専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。♦平11老企25第3の十-3 (3) ①		
17 福祉用具貸与計画の作成	□ 福祉用具専門相談員は，利用者の心身の状況，希望及びその置かれている環境を踏まえ，指定福祉用具貸与の目標，当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しているか。 この場合において，特定福祉用具販売の利用があるときは，特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しているか。 ♦平11厚令37第199条の2第1項 ◎ 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画には，福祉用具の利用目標，具体的な福祉用具の機種，当該機種を選定した理由等を選定した理由等を記載すること。その他関係者間で共有すべき情報がある場合には，留意事項に記載すること。 なお，福祉用具貸与計画の様式については，各事業所ごとに定めるもので差支えない。♦平11老企25第3の十-3⑶ ⑤ロ *H24Q＆A vol.1 問101* *計画には，最低限次の事項の記載が必要であると考えられる。* *・ 利用者の基本情報（氏名，年齢，性別，要介護度等）* *・ 福祉用具が必要な理由* *・ 福祉用具の利用目標* *・ 具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由* *・ その他関係者間で共有すべき情報(福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項，日常の衛生管理に関する留意点等)* □ 福祉用具貸与計画は，既に居宅サービス計画が作成されている場合は，当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。 ♦平11厚令37第199条の2第2項 ◎ 福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合には，当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し，必要に応じて変更するものとする。♦平11老企25第3の十-3⑶⑤ハ ◎ 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第13条第12号において，「介護支援専門員は，居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して，指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ，居宅サービス計画に基づきサービス提供している指定福祉用具貸与事業者は，当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から福祉用具貸与計画の提供の求めがあった際には，当該福祉用具貸与計画を提供することに協力するよう努めるものとする。 ♦平11老企25第3の3－(13) ⑥準用		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	□ 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成に当たっては，その内容について利用者又はその家族に対して説明し，利用者の同意を得ているか。♦平11厚令37第199条の2第3項 □ 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画を作成した際には，当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。 ♦平11厚令37第199条の2第4項 □ 福祉用具専門相談員は，福祉用具貸与計画の作成後，当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い，必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行っているか。♦平11厚令37第199条の2第5項 □ 上記全ての規定は，福祉用具貸与計画の変更について準用しているか。♦平11厚令37第199条の2第6項		
18　利用者に関する市町村への通知	□　利用者が次のいずれかに該当する場合は，遅滞なく，意見を付してその旨を市町村に通知しているか。♦平11厚令37第26条準用 ①　正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより，要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 ②　偽りその他不正な行為によって保険給付を受け，又は受けようとしたとき。		
19　管理者の責務	□　管理者は，当該事業所の従業者の管理及びサービス利用の申込みに係る調整，業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。♦平11厚令37第52条第1項準用 □　管理者は，当該事業所の従業者に，本主眼事項第４の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。♦平11厚令37第52条第2項準用		
20　運営規程	□　事業所ごとに，次に掲げる重要事項を内容とする運営規程を定めているか。♦平11厚令37第200条 ア　事業の目的及び運営の方針 イ　従業者の職種，員数及び職務内容 ウ　営業日及び営業時間 エ　指定福祉用具貸与の提供方法，取り扱う種目及び利用料その他の費用の額 ◎　「指定福祉用具貸与の提供方法」は，福祉用具の選定の援助，納品及び使用方法の指導の方法等を指すものであること。 「利用料」としては，法定代理受領サービスである福祉用具貸与に係る利用料（１割負担）及び法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与の利用料を規定すること。 「その他の費用の額」は，本主眼事項４の13においては，徴収が認められている費用の額及び必要に応じてその他のサービスに係る費用の額を規定する。 ◎　個々の福祉用具の利用料については，その額の設定の方式（利用期間に歴月による１月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし，運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものである。 オ　通常の事業の実施地域 カ　その他運営に関する重要事項 ♦平11老企25第3の十-3（4）① ◎　本主眼事項第４の24に規定する標準作業書に記載された福祉用具の消毒の方法について規定すること。♦平11老企25第3の十-3（4）②		
21　勤務体制の確保等	□　利用者に対し適切なサービスを提供できるよう，事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めているか。♦平11厚令37第101条第1項準用 ◎　原則として月ごとの勤務表を作成し，福祉用具専門相談員の日々の勤務時間，常勤・非常勤の別，管理者との兼務関係等を明確にすること。♦平11老企25第3の十-3（8）②イ □　事業所ごとに，当該事業所の従業者によってサービスを提供しているか。♦平11厚令37第101条第2項準用		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	ただし，利用者のサービス理由に直接影響を及ぼさない業務については，この限りでない。 ◎　福祉用具の選定の援助，機能等の点検，使用方法の指導等については，当該事業所の従業者たる福祉用具専門相談員が行うべきであるが，福祉用具の運搬，回収，修理，保管，消毒等の業務については，専門相談員以外の者又は第三者に行わせることができる。 なお，保管又は消毒を第三者に委託等する場合は，本主眼事項第４の24の規定に留意すること。♦平11老企25第3の十-3 (8) ②ロ		
22　適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等	□　福祉用具専門相談員の資質の向上のために，福祉用具の構造，使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせているか。♦平11厚令37第201条第1項，平11老企25第3の十-3 (5) □　福祉用具専門相談員は，常に自己研鑽に励み，指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得，維持及び向上に努めているか。　♦平11厚令37第201条第2項 ◎　福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。 このため、福祉用具専門相談員は常に自己研鑽に励み，指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならないこととしたものである。 ♦平11老企25第3の十-3 (5) ②		
23　福祉用具の取扱種目	□　利用者の身体の状態の多様性，変化等に対応することができるよう，できる限り多くの種類の福祉用具を取り扱うようにしているか。♦平11厚令37第202条		
24　衛生管理 1 等	□　従業者の清潔の保持及び健康状態について，必要な管理を行っているか。♦平11厚令37第203条第1項		
2	□　回収した福祉用具を，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに，既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しているか。♦平11厚令37第203条第2項 ◎　福祉用具の種類ごとに，消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し，これに従い熱湯による消毒，消毒液を用いた拭清等，その種類，材質等からみて適切な消毒効果を有する方法で消毒を行うこと。♦平11老企25第3の十-3 (6) ① ◎　なお，自動排泄処理装置等を取り扱う場合は，当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り，利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄，部品交換，動作確認等）が確実に実施されるよう，特に留意すること。 ♦平11老企25第3の十-3(6)①		
3	□　前項の規定にかかわらず，福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において，当該事業者は，当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しているか。♦平11厚令37第203条第3項 ◎　委託する場合には，委託契約（同一法人が運営する他の事業所に業務を行わせる場合は業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。♦平11老企25第3の十-3 (6) ② ア　当該委託等の範囲 イ　当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件 ウ　受託者等の従業者により当該委託等業務が運営基準に従って		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	適切に行われていることを指定福祉用具貸与事業者が定期的に確認する旨 エ　指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨 ◎　指示は文書により行わなければならない。 ♦平11老企25第3の十-3（6）④ オ　指定福祉用具貸与事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め，所要の措置を講じるようエの指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定福祉用具貸与事業者が確認する旨 カ　受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在 キ　その他当該委託業務の適切な実施を確保するために必要な事項		
4	□　前項の規定により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては，受託者等の業務の実施状況について定期的に確認し，その結果等を記録しているか。♦平11厚令37第203条第4項 ◎　前項ウ及びオの確認の結果を記録すること。♦平11老企25第3の十-3（6）③		
5	□　事業所の設備及び備品について，衛生的な管理に努めているか。 ♦平11厚令37第203条第5項		
25　掲示及び目録の備え付け	□　事業所の見やすい場所に，運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ♦平11厚令37第204条第1項 □　利用者の福祉用具の選択に資するため，事業所に，その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けているか。♦平11厚令37第204条第2項		
26　秘密保持等	□　従業者は，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。♦平11厚令37第33条第1項準用 □　事業者は，従業者であった者が，正当な理由がなく，その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう，必要な措置を講じているか。♦平11厚令37第33条第2項準用 ◎　具体的には，従業者でなくなった後においても秘密を保持すべき旨を従業者の雇用契約時に取り決め，例えば違約金についての定めをしておくなどの措置を講ずべきこと。♦平11老企25第3の-3（21）②準用 ※　予め違約金の額を定めておくことは労働基準法第１６条に抵触するため，違約金について定める場合には，現実に生じた損害について賠償を請求する旨の定めとすること。 □　サービス担当者会議等において，利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を，利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を，あらかじめ文書により得ているか。♦平11厚令37第33条第3項準用 ◎　この同意は，サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りる。♦平11老企25第3の-3（21）③準用		
27　広告	□　事業所について広告をする場合においては，その内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。　♦平11厚令37第34条準用		
28　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	□　居宅介護支援事業者又はその従業者に対し，利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として，金品その他の財産上の利益を供与していないか。♦平11厚令37第35条準用		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
29　苦情処理	□　提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために，必要な措置を講じているか。 ♦平11厚令37第36条第1項準用 ◎　具体的には，相談窓口，苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし，利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに，事業所に掲示すること等を行っているか。♦平11老企25第3の-3（23）①準用 □　苦情を受け付けた場合には，当該苦情の内容等を記録しているか。 ◎　苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち，苦情の内容を踏まえ，サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行うこと。♦平11厚令37第36条第2項準用 平11老企25第3の-3（23）②準用 □　提供したサービスに関し，法第23条の規定により市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じているか。 また，利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに，市町村から指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ♦平11厚令37第36条第3項準　用 □　市町村からの求めがあった場合には，上記の改善の内容を市町村に報告しているか。♦平11厚令37第36条第4項準用 □　提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第二号の調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては，当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 ♦平11厚令37第36条第5項準用 □　国民健康保険団体連合会から求めがあった場合には，上記の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。 ♦平11厚令37第36条第6項準用		
30　地域との連携	□　指定福祉用具貸与事業の運営に当たっては，提供した指定福祉用具貸与に関する利用者からの苦情に関して，市町村等が派遣する相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めているか。♦平11厚令37第36条の2 ◎　「市町村が実施する事業」には，介護相談員派遣事業のほか，広く市町村が老人クラブ，婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。♦平11老企25第3の-3（24）準用		
31　事故発生時の対応	□　利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は，市町村，当該利用者の家族，当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じているか。 ♦平11厚令37第37条第1項準用 ◎　事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましい。♦平11老企25第3の-3（25）①準用 □　事故が発生した場合には，事故の状況及び事故に際して採った処置を記録しているか。♦平11厚令37第37条第2項準用 ◎　事故が生じた際にはその原因を解明し，再発防止対策を講じること。♦平11老企25第3の-3（25）②準用 □　利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行っているか。♦平11厚令37第37条第3項準用 ◎　損害賠償保険に加入又は賠償資力を有することが望ましい。 ♦平11老企25第3の-3（25）③準用		
32　会計の区分	□　事業所ごとに経理を区分するとともに，福祉用具貸与事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。♦平11厚令37第38条準用 □　具体的な会計処理の方法については，別に通知された「介護保険		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	の給付対象事業における会計の区分について」に沿って適切に行われているか。♦平13老振18		
33　記録の整備	□　従業者，設備，備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。 ♦平11厚令37第204条の2第1項 □　利用者に対するサービスの提供に関する以下の諸記録を整備し，その完結の日から２年間保存しているか。 ♦平11厚令37第104条の2第2項 ア　福祉用具貸与計画 イ　本主眼事項第４の12に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ　本主眼事項第４の24の4に規定する結果等の記録及び3エの指示の文書 エ　本主眼事項第４の17に規定する市町村への通知に係る記録 オ　本主眼事項第４の29に規定する苦情の内容等の記録 カ　本主眼事項第４の31に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置の記録		
第５　変更の届出等 ＜法第75条＞	□　事業所の名称及び所在地その他介護保険法施行規則第131条で定める事項に変更があったとき，又は当該事業を廃止し，休止し，若しくは再開したときは，同条で定めるところにより，10日以内に，その旨を京都府知事に届け出ているか。		
第６　介護給付費の算定及び取扱い 〈法第41条第4項〉 １　基本的事項	□　事業に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定されているか。 ♦平12厚告19のー □　事業に要する費用の額は，平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める１単位の単価」に，別表に定める単位数を乗じて算定されているか。♦平12厚告19のニ ※　１単位の単価は，10円に事業所又は施設が所在する地域区分及びサービスの種類に応じて定められた割合（別表２）を乗じて得た額とする。 □　１単位の単価に単位数を乗じて得た額に１円未満の端数があるときは，その端数金額は切り捨てて計算しているか。♦平12厚告19のヨ		
２　福祉用具貸与費の単位数の算定	□　事業所において，指定福祉用具貸与を行った場合に，現に指定福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは，これを四捨五入して得た単位数）としているか。♦平12厚告19別表11 *Ｈ18Ｑ＆Ａ　Vol.２　問44* *福祉用具貸与費の算定における状態像は，認定調査における基本調査の結果を活用して客観的に判定することとしており，ケアマネ及び保険者の判断により支給することは認められない。* *なお，車椅子，移動用リフトの一部（段差解消機）では，該当する基本調査結果がないため，サービス担当者会議等の結果で判断する場合がある。*		
３　搬出入に要する費用の取扱い	□　搬出入に要する費用は，現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとして取り扱っているか。 ただし，指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域（別表１－１）に所在する場合にあっては，当該　指定福祉用具貸与の開始日の属する月に，事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員１名の往復の交通費を合計したものをいう。以下同じ。）に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を，個々の福祉用具ごとに当該福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算して差し支え		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	ない。♦平12厚告19別表11注1　平12厚告24 ◎　事業所が離島等に所在する場合における交通費の取扱い ①　交通費の算出方法について 「通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費」の額は，最も経済的な通常の経路及び方法（航空賃等に階級がある場合は，最も安価な階級）による交通費とすることを基本として，実費（空路で運搬又は移動する場合には航空賃，水路で運搬又は移動する場合には船賃，陸路で運搬又は移動する場合には燃料代及び有料道路代（運送業者を利用して運搬した場合はその利用料））を基礎とし，複数の福祉用具を同一利用者に貸与して同時に運搬若しくは移動を行う場合又は一度に複数の利用者に係る福祉用具貸与のための運搬若しくは移動を行う場合における交通費の実費を勘案して，合理的に算出するものとする。♦平12老企36第2の9(1)① ②　交通費の価格体系の設定等について 指定福祉用具貸与事業者は，交通費の額及び算出方法について，あらかじめ利用者の居住する地域に応じた価格体系を設定し，運営規程に記載しておくものとする。 なお，指定福祉用具貸与事業者は，運営規程に記載した交通費の額及びその算出方法を指定福祉用具貸与の提供に当たって利用者に説明するとともに，当該利用者に係る運搬又は移動に要した経路の費用を証明できる書類（領収書等）を保管し，利用者に対するサービスの提供に関する記録として保存するものとする。♦平12老企36第2の9(1)② ③　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の100分の100に相当する額を限度として加算できるものとする。 この場合において，交通費の額が当該100分の100に相当する額に満たないときは，当該交通費を合理的な方法により按分して，それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にすること。 ♦平12老企36第2の9(1)③		
4　中山間地域等小規模事業所加算	□　別に厚生労働大臣が定める地域（別表１－２）に所在し，かつ，別に厚生労働大臣が定める施設基準（注）に適合する事業所の場合にあっては，当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に，当該事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を，個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 ♦平12厚告19別表11注2 注　厚生労働大臣が定める施設基準　♦平27厚告96第25号 １月当たり実利用者数が15人以下の指定福祉用具貸与事業所であること。 ◎　事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い ①　本主眼事項第６の３「搬出入に要する費用の取扱い」の◎の①及び②を参照すること。♦平12老企36第2の9(1)①,② ②　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には，保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の３分の２に相当する額を限度として加算できるものとする。 この場合において，交通費の額が当該３分の２に相当する額に満たないときは，当該交通費を合理的な方法により按分して，それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にすること。 なお，実利用者数とは前年度（３月を除く。）の１月当たりの平均実利用者数をいうものとし，前年度の実績が６月に満たない事業所（新たに事業を開始し，又は再開した事業所を含		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	む。）については，直近の３月における１月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって，新たに事業を開始し，又は再開した事業者については，４月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については，毎月ごとに記録するものとし，所定の人数を上回った場合については，直ちに届出を提出しなければならない。また，当該加算を算定する事業所は，その旨について利用者に事前に説明を行い，同意を得てサービスを行う必要があること。♦平12老企36第2の9（1）④		
５　中山間地域等サービス提供加算	□　別に厚生労働大臣が定める地域（別表１－２）に居住している利用者に対して，通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は，当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に，当該事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を，個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として所定単位数に加算しているか。 ♦平12厚告19別表11注3 ◎　事業所が離島等に所在する場合における交通費の加算の取扱い ①　本主眼事項第６の３「搬出入に要する費用の取扱い」の◎の①及び②を参照すること。♦平12老企36第2の9（1）①，② ②　複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合の加算限度について 複数の福祉用具を同一利用者に対して同時に貸与した場合には，保険給付対象となる福祉用具の貸与に要する費用の合計額の３分の１に相当する額を限度として加算できるものとする。この場合において，交通費の額が当該３分の１に相当する額に満たないときは，当該交通費を合理的な方法により按分して，それぞれの福祉用具に係る加算額を明確にするものとする。なお，当該加算を算定する利用者については，本主眼事項第４の13に示す交通費の支払いを受けることはできないこととする。 ♦平12老企36第2の9（1）⑤ *H21Q＆A　Vol.１　問13* *（月の途中において，転居等により中山間地域等かつ通常の事業の実施地域内からそれ以外の地域（又はその逆）に居住地が変わった場合，実際に中山間地域等かつ通常の実施地域外に居住している期間のサービス提供分のみ加算の対象となるのか。あるいは，当該月の全てのサービス提供分が加算の対象となるのか。）* *該当期間のサービス提供分のみ加算の対象となる。*		
６　軽度者に対する貸与	□　要介護状態区分が要介護１である者に対して，厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目（平11厚告93）第１項に規定する車いす，第２項に規定する車いす付属品，第３項に規定する特殊寝台，第４項に規定する特殊寝台付属品，第５項に規定する床ずれ防止用具，第６項に規定する体位変換器，第11項に規定する認知症老人徘徊感知機器及び第12項に規定する移動用リフトに係る指定福祉用具貸与を行った場合に，福祉用具貸与費を算定していないか。 ただし，別に厚生労働大臣が定める者（注）に対する場合については，この限りでない。 また，要介護状態区分が要介護１，要介護２又は要介護３である者に対して，第13項に規定する自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）（※）に係る指定福祉用具貸与を行った場合に，福祉用具貸与費を算定していないか。 ただし，別に厚生労働大臣が定める者（注）に対する場合については，この限りでない。♦平12厚告19別表11注4 ※　自動排泄処理装置の定義の内容は次のとおり（平11厚告93） 尿又は便が自動的に吸引されるものであり，かつ，尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって，居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー，チューブ，タンク等のうち，尿や便の経		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	路となるものであって，居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）。 注　別に厚生労働大臣が定める者等　♦平27厚告94第31号 イ　次に掲げる福祉用具貸与の種類に応じ，それぞれ次に掲げる者 (1)　車いす及び車いす付属品 次のいずれかに該当する者 (-) 日常的に歩行が困難な者 (ニ) 日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者 (2)　特殊寝台及び特殊寝台付属品 次のいずれかに該当する者 (-) 日常的に起きあがりが困難な者 (ニ) 日常的に寝返りが困難な者 (3)　床ずれ防止用具及び体位変換器 日常的に寝返りが困難な者 (4)　認知症老人徘徊感知機器 次のいずれにも該当する者 (-) 意思の伝達，介護を行う者への反応，記憶又は理解に支障がある者 (ニ) 移動において全介助を必要としない者 (5)　移動用リフト（つり具の部分を除く） 次のいずれかに該当する者 (-) 日常的に立ち上がりが困難な者 (ニ) 移動が一部介助又は全介助を必要とする者 (ヨ) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者 (6)　自動排泄処理装置 次のいずれにも該当する者 ㈠ 排便において全介助を必要とする者 ㈡ 移乗において全介助を必要とする者 ロ　平成18年３月31日までに，対象外種目に係る福祉用具貸与を受けていた者であって，平成18年９月30日までの間において対象外種目に係る指定福祉用具貸与を受けるもの ◎　要介護１の者（以下「軽度者」という。）に係る指定福祉用具貸与費については，その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」，「車いす付属品」，「特殊寝台」，「特殊寝台付属品」，「床ずれ防止用具」，「体位変換器」，「認知症老人徘徊感知機器」，「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という。）に対しては，原則として算定できない。 また，「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については，要介護１の者に加え，要介護２及び要介護３の者に対しては，原則として算定できない。 しかしながら，上記注イで定める状態像に該当する者については，軽度者（要介護１，「自動排泄処理装置」にあっては要介護１～３）であっても，その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり，その判断については，次のとおりとする。♦平12老企36第2の9(2)① ア　原則として「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス，居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平12老企36）（以下「留意事項通知」という。）の表の定めるところにより，「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平11厚告91）別表第１の調査票のうち基本調査の直近の結果（以下「基本調査の結果」という。）を用い，その要否を判断するものとする。 イ　ただし，アの（ニ）「日常生活範囲において移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については，該当する基本調		

主眼事項	基準等・通知等	評価	備考
	査結果がないため，主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお，この判断の見直しについては，居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。 ウ　また，アにかかわらず，次のⅰ)からⅲ)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され，かつ，サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては，これらについて，市町村が書面等確実な方法により確認することにより，その要否を判断することができる。この場合において，当該医師の医学的な所見については，主治医意見書による確認のほか，医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。 ⅰ）　疾病その他の原因により，状態が変動しやすく，日によって又は時間帯によって，頻繁に本主眼事項第６の６「軽度者に対する貸与」の注イに該当する者 （例　パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象） ⅱ）　疾病その他の原因により，状態が急速に悪化し，短期間のうちに本主眼事項第６の６「軽度者に対する貸与」の注イに該当することが確実に見込まれる者 （例　がん末期の急速な状態悪化） ⅲ）　疾病その他の原因により，身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から本主眼事項第６の６「軽度者に対する貸与」の注イに該当すると判断できる者 （例　ぜんそく発作等による呼吸不全，心疾患による心不全，嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避） 注　括弧内の状態は，あくまでもⅰ)～ⅲ)の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また，逆に括弧内の状態以外の者であっても，ⅰ)～ⅲ)の状態であると判断される場合もありうる。 ◎　基本調査結果による判断の方法 ♦平12老企36第2の9(2)② 指定福祉用具貸与事業者は，軽度者に対して，対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には，留意事項通知の表に従い，本主眼事項第６の６「軽度者に対する貸与」の注イへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については，次に定める方法による。なお，当該確認に用いた文書等については，サービス記録と併せて保存しなければならない。 ア　当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第１の認定調査票について必要な部分（実施日時，調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。 イ　当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいない場合にあっては，当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ，それを入手すること。 「留意事項通知」の表		

<table>
<tr><th>主眼事項</th><th>基準等・通知等</th><th>評価</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>
<table>
<tr><th>対象外種目</th><th>厚生労働大臣が定める者のイ</th><th>厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果</th></tr>
<tr><td>ア
車いす及び車いす付属品</td><td>次のいずれかに該当する者

(一)日常的に歩行が困難な者

(二)日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者</td><td>

基本調査1－7
「3. できない」

－</td></tr>
<tr><td>イ
特殊寝台及び特殊寝台付属品</td><td>次のいずれかに該当する者

(一)日常的に起きあがりが困難な者

(二)日常的に寝返りが困難な者</td><td>

基本調査1－4
「3. できない」

基本調査1－3
「3. できない」</td></tr>
<tr><td>ウ
床ずれ防止用具及び体位変換器</td><td>日常的に寝返りが困難な者</td><td>基本調査1－3
「3. できない」</td></tr>
<tr><td>エ
認知症老人徘徊感知機器</td><td>次のいずれにも該当する者

(一)意思の伝達，介護者への反応，記憶・理解のいずれかに支障がある者

(二)移動において全介助を必要としない者</td><td>

基本調査3－1「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外
又は
基本調査3－2～基本調査3－7のいずれか「2. できない」
又は
基本調査3－8～基本調査4－15のいずれか「1. ない」以外
その他，主治医意見書において，認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む

基本調査2－2
「4. 全介助」以外</td></tr>
<tr><td>オ
移動用リフト(つり具の部分を除く。)</td><td>次のいずれかに該当する者

(一)日常的に立ち上がりが困難な者

(二)移動が一部介助又は全介助を必要とする者

(三)生活環境において段差の解消が必要と認められる者</td><td>

基本調査1－8
「3. できない」

基本調査2－1
「3. 一部介助」又は「4. 全介助」

ー</td></tr>
<tr><td>カ
自動排泄処理装置</td><td>次のいずれにも該当する者

(一)排便において全介助を必要とする者

(二)移乗において全介助を必要とする者</td><td>

基本調査2－6「4. 全介助」

基本調査2－1「4. 全介助」</td></tr>
</table>
</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>7　サービス種類相互の算定関係</td><td>□　利用者が特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。），地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費を算定している場合は，福祉用具貸与費を算定していないか。◆平12厚告19別表11注5
◎　短期入所生活介護又は短期入所療養介護を受けている者については算定が可能である。</td><td></td><td></td></tr>
</table>